

## 令和7年第4回五霞町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和7年12月2日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第55号 五霞町原宿台コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第56号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第57号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第58号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第59号 五霞町監査委員条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第60号 工事請負契約の変更について  
(五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事)
- 第10 議案第61号 令和7年度五霞町一般会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第62号 令和7年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第63号 令和7年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第13 発議第 3号 五霞町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 休会の件

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

### 出席議員（9名）

|    |       |    |         |
|----|-------|----|---------|
| 1番 | 猿橋正男君 | 2番 | 小野寺宗一郎君 |
| 3番 | 黛丈夫君  | 4番 | 山本芳秀君   |

5番 植竹美智雄君  
7番 伊藤正子君  
10番 樋下周一郎君

6番 新井庫君  
9番 鈴木喜一郎君

欠席議員（1名）

8番 宇野進一君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

|                        |        |                  |        |
|------------------------|--------|------------------|--------|
| 町長                     | 知久清志君  | 副町長              | 土信田法男君 |
| 教育長                    | 森田恵美子君 | 総務課長             | 鳩貝浩之君  |
| まちづくり<br>戦略課長          | 古郡健司君  | 会計管理者兼<br>町民税務課長 | 堀山康行君  |
| 健康福祉課長                 | 吉岡雅子君  | こども未来課長          | 山下仁司君  |
| 産業課長兼<br>農業委員会<br>事務局長 | 山田浩君   | 特定プロジェクト<br>推進課長 | 大橋勝君   |
| 建設水道課長                 | 園田和則君  | 教育次長             | 荒井富美子君 |

---

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり  
戦略課主事 阿部真悠佳君

---

事務局職員出席者

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 曾根正明 | 書記 | 高島悠仁 |
|      |      | 書記 | 伊藤弘美 |

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（植竹美智雄君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第4回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、議員各位には何かとお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本定例会には、条例の一部改正をはじめ、各会計の補正予算と執行部から9件、本会から発議が1件の合計10件の議案が提出されております。議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、本定例会開催に当たり、去る11月19日午後1時30分から議会運営委員会が開催され、別紙、令和7年第4回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

---

◎会議成立の宣言

○議長（植竹美智雄君）ただいまの出席議員は9名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、8番 宇野進一議員につきましては、欠席届が提出されております。

---

◎町長挨拶

○議長（植竹美智雄君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（知久清志君）改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部としては、条例の一部改正が5件、工事請負契約の変更について、令和7年度一般会計及び特別会計の補正予算が3件、以上9件を御提案させていただいております。

詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

---

◎開議の宣告

○議長（植竹美智雄君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第20条による本日の議事日程は、お手元に配付いたしました令和7年第4回五霞町議会定例会日程（第1号）のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（植竹美智雄君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、4番 山本芳秀君、7番 伊藤正子君の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（植竹美智雄君）日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日2日から9日までの8日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月2日から12月9日までの8日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（植竹美智雄君）日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配付しております。御確認ください。

また、令和7年第3回定例会において可決いたしました教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書は、令和7年9月10日付で衆参両院議長、内閣総理大臣などへ提出いたしました。

続きまして、地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員等は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。御確認ください。

傍聴の皆様をお願い申し上げます。

本日の会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信を行いますので、御理解・御協力をお願いいたします。なお、傍聴席や映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。

また、スマートフォン等の音の出る電子機器類は電源を切るか、音が出ないように設定をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）これより議事に入ります。

日程第4、議案第55号 五霞町原宿台コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）はい。議案第55号について御提案申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

原宿台コミュニティセンターについては、地域優良賃貸住宅の建設に伴い、旧施設を解体し場所を移して新たに建設されます。場所が移ることにより、五霞町原宿台コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例に規定されている施設の位置に関する部分の改正が必要となってきます。また、施設の利用に当たっては、施設の維持・管理費等の一部を利用者が負担するという受益者負担の原則により、引き続き利用者から使用料を徴収する予定です。町では、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、公共施設使用料設定に関する基本的な考え方を作成しました。この考え方に基づき、原宿台コミュニティセンターの使用料金に関する部分の改正をする必要があることから、本条例を制定するものです。

本定例会には常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

議案第 55 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号は付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 56 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 5、議案第 56 号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

はい、町長。

○町長（知久清志君）議案第 56 号について御提案申し上げます。

議案書 8 ページをお開き願います。

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該基準を踏まえて定める本条例について所要の改正を行うものです。

本定例会には常任委員会が予定されています。

詳細については、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

議案第 56 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 57 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 6、議案第 57 号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）はい。議案第 57 号について御提案申し上げます。

議案書 28 ページをお開きください。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、当該基準を踏まえて定める本条例について所要の改正を行うものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細については、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

議案第 57 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 58 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 7、議案第 58 号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）はい。議案第 58 号について御提案申し上げます。

議案書 47 ページをお開き願います。

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該基準を踏まえて定める本条例について所定の改正を行うものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

議案第 58 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 59 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 8、議案第 59 号 五霞町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）はい。議案第 59 号について御提案申し上げます。

議案書 51 ページをお開き願います。

地方自治法の改正により、条項番号にずれが生じたため、本条例の同項の規定を引用する条例について整合性を図る必要があることから条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細については、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）はい。質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

議案第 59 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 60 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 9、議案第 60 号 工事請負契約の変更について（五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）はい。議案第 60 号について御提案申し上げます。

議案書 53 ページをお開き願います。

令和 7 年 9 月 2 日、第 3 回議会定例会において議決をいただいた五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事について変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細については、教育次長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、教育次長の補足説明をお願いします。

はい、教育次長。

○教育次長（荒井富美子君）はい。それでは、議案第 60 号について御説明したいと思います。

議案書の 53 ページをお願いいたします。

五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事は、第 3 回議会定例会で議決をいただき、空調設備設置に向けて工事を実施してまいりました。

今回、工事を行う中で、施工内容の変更を余儀なくされたため、工事請負契約の変更を提案するものです。

変更した内容について申し上げます。

電気設備、変圧器については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、いわゆる省エネ法のトップランナー制度により、令和 7 年 10 月発注分から新たな基準に変更されることとなっております。本工事においては、本年 9 月 2 日の定例議会の契約承認後、速やかに発注を行いましたが、全国的に同様の工事が発注されており、メーカーに注文が殺到していたことから、現行の変圧器の出荷が令和 7 年 9 月末を待たずに前倒しで停止となりました。このことから、本工事で使用する電気設備、変圧器は、新たな基準を採用せざるを得なくなりました。

現在、新たな基準の電気設備、変圧器を注文しておりますが、納品が遅れることから工事の工期の変更をするものです。

工事名は、五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事。工期につきましては、変更の前の工期は令和 7 年 9 月 3 日から令和 8 年 3 月 1 日までの 180 日間、変更後の工期は、令和 7 年 9 月 3 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 210 日間です。契約の相手方は、茨城県猿島郡五霞町大字大福田 733 番地 5、株式会社 三浦工務店 代表取締役 三浦富光男でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）はい。以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 60 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

お座りください。

よって、議案第 60 号 工事請負契約の変更について（五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第 61 号～議案第 63 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）お諮りいたします。

日程第 10、議案第 61 号 令和 7 年度五霞町一般会計補正予算（第 4 号）から日程第 12、議案第 63 号 令和 7 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）までは、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号から議案第 63 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）はい。議案第 61 号から議案第 63 号まで一括して御提案申し上げます。

議案書 55 ページをお開き願います。

初めに、議案第 61 号 令和 7 年度五霞町一般会計補正予算（第 4 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 2,040 万円を追加し、総額をそれぞれ 66 億 6,108 万 5,000 円とするものです。

続きまして、議案書 70 ページをお開き願います。

次に、議案第 62 号 令和 7 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 139 万 9,000 円を追加し、総額をそれぞれ 9 億 2,467 万 9,000 円とするものです。

続きまして、議案書 78 ページをお開き願います。

次に、議案第 63 号 令和 7 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 43 万 2,000 円を追加し、総額をそれぞれ 2 億 5,822 万 3,000 円とするものです。

これら各会計の補正予算については、本定例会には常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 61 号から議案第 63 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付しております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号から議案第 63 号は付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

### ◎発議第 3 号の上程、説明、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 13、発議第 3 号 五霞町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案の提出者であります新井 庫君から提案理由の説明を求めます。

はい、新井 庫君。

〔6 番 新井 庫君 登壇〕

○6 番（新井 庫君）6 番議員の新井です。

議案書 85 ページをお開き願います。

発議第 3 号 五霞町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法ですが、こちらの法律の一部改正による条項ずれに対応するため、本条例で引用する条文について改正が必要となることから、提案するものでございます。また、併せて条文の整理を行うものでございます。

主な改正内容を申し上げます。

本条例において、番号利用法を引用する第 2 条第 10 項において「第 2 条第 8 項」とあるのを「第 2 条第 9 項」に、同様に、第 12 条第 5 項の表中において、「第 2 条第 9 項」とあるのを「第 2 条第 10 項」に改正しようとするものでございます。

議員各位には、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、本案は、直ちに採決することに決しました。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎休会の件

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 14、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、明日12月3日及び明後日12月4日を休会にしたいと思います。

この件に関し、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、明日12月3日及び12月4日は休会といたします。

次の本会議は、12月5日午前10時から開き、一般質問を行います。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（植竹美智雄君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前10時28分